

第 6 期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画の中間見直しについて

1 釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画

釜房ダム貯水池は、昭和 62 年度に人工湖としては初めて湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づき水質の保全が特に必要な湖沼（指定湖沼）の指定を受け、昭和 62 年度に第 1 期湖沼水質保全計画を定めて以来、5 期 25 年間にわたり、水質保全に資する事業、面源負荷対策、各種汚染源に対する規制等の水質保全対策を総合的に進めてきた。平成 24 年度には計画期間を 10 年間（平成 33 年度まで）とする第 6 期水質保全計画を策定しており、湖沼水質保全基本方針において、計画期間が 5 年を超える場合には、5 年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととされているため、中間年となる平成 29 年度において中間見直しを行うものである。

2 第 6 期計画中間見直しの検討内容

(1) 第 6 期計画の中間評価

① 水質変動要因の検討

水質変動実態の整理、流域環境の整理など

② 第 6 期湖沼水質保全計画の水質保全事業の検証

水質保全事業の実施状況の整理、現況流入負荷等の算定、排出負荷量の算定、平成 28 年度までの水質保全事業の検証

(2) 第 6 期計画の見直し（※計画の変更が必要な場合）

水質目標の検討、第 6 期保全計画の水質保全事業の検討、水質改善効果の予測、第 6 期保全計画変更案の検討

3 スケジュール（案）

時 期	内 容
平成 29 年 3 月	宮城県環境審議会諮問（水質汚濁防止法第 21 条第 1 項） 宮城県環境審議会水質専門委員会議付託
平成 29 年 7～11 月	宮城県環境審議会水質専門委員会議審議（3 回程度）
平成 29 年 10 月	※指定地域住民の意見の反映（湖沼法第 4 条第 4 項）
平成 30 年 1 月	宮城県環境審議会答申（水質汚濁防止法第 21 条第 1 項）
平成 30 年 1～2 月	※関係町長意見照会（湖沼法第 4 条第 5 項） ※河川管理者協議（湖沼法第 4 条第 5 項） ※環境大臣同意（湖沼法第 4 条第 5 項）
平成 30 年 3 月	※第 6 期湖沼水質保全計画（変更）の関係町長送付（湖沼法第 4 条第 7 項） ※第 6 期湖沼水質保全計画（変更）の公表（湖沼法第 4 条第 7 項）

※第 6 期計画の変更が必要な場合